

インフルエンザに注意しましょう！！

インフルエンザとは、「インフルエンザウイルス」によって起こる感染症です。感染した人のせきやくしゃみなどによって、ウイルスが飛び散り、それを吸い込むことによって感染します。また、感染すると、突然38℃以上の発熱、頭痛などの症状が出る感染力の強い病気です。

毎年11月から4月までが流行期です。インフルエンザを予防するために、予防接種や消毒用アルコールによる手指消毒のほか、体の抵抗力を高めるために生活リズムを整え、バランスの良い食事、十分な睡眠をとりましょう。また、日頃からうがい・手洗いを心がけ、マスクをするなどせきエチケットを行いましょう！！

令和2年度インフルエンザ予防接種のお知らせ

泉崎村では、65歳以上の方のインフルエンザワクチン接種と1歳から中学生までのお子様の接種に伴う費用助成を下記により行っております。

接種の際は、県内の医療機関へ必ず電話または窓口で予約してから受けてください。

◆接種実施期間 10月15日（木）～12月28日（月）

【65歳以上の方】

◇対象者 接種日に65歳になっている方。

※60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害（身体障害者手帳1級相当）を有する方も含む。

◇自己負担 1,200円

※生活保護世帯の方は無料ですが、証明書が必要となりますので、保健福祉総合センター窓口にて発行の手続きをしてください。

◇医療機関に持参するもの 健康保険証又は後期高齢者医療受給者証

※60歳～65歳未満で対象となる方は身体障害者手帳も持参してください。

【1歳から中学生までの方】

◇助成額 接種料金から自己負担額1,200円を差し引いた差額分（上限1人：3,000円）

※上記の接種期間に接種した方で、1回目の接種に限り、医療機関で接種料金をお支払い後に、払い戻す方法で料金を助成します。

※中学3年生のお子様に対しては、助成方法が異なりますのでご注意ください。

◇払戻し手続き

接種後、①領収書、②母子健康手帳（接種記録が確認できる物）、③通帳（振込用）、④印鑑を持参し、令和3年1月29日（金）までに保健福祉総合センターにて手続きをしてください。それ以降は受付できませんのでご注意ください。

「65歳以上の方」以外の接種は予防接種法に基づかない任意接種であるため、健康被害が生じた際は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度の対象となる場合があります。予防接種法（定期接種）と比べて救済の対象や額等が異なりますのでご注意ください。

白河厚生総合病院での正面玄関の開錠時間が変わりました！！

令和2年10月19日より、新型コロナウイルスやインフルエンザの感染拡大防止のため、サーモグラフィによる体温チェックを実施させていただいております。

それに伴い、正面玄関の開錠時間を7時30分に変更させていただきました。

【正面入口開錠時間】

従来 6：30開錠 → 今後 7：30開錠

ご迷惑をおかけしますが、ご理解の程お願いいたします。